

グローバル時代におけるICT政策に関するタスクフォース

「過去の競争政策のレビュー部会・電気通信市場の環境変化への対応検討部会(第10回)」

(2部会合同)

1. 日時 : 平成22年4月27日(火) 19:00~20:00

2. 場所 : 総務省第1特別会議室

3. 出席者

(1) 構成員(座長・座長代理を除き五十音順、敬称略)

【過去の競争政策のレビュー部会】

黒川 和美(座長)、相田 仁(座長代理)、勝間 和代、岸 博幸、北 俊一、
舟田 正之、町田 徹

【電気通信市場の環境変化への対応検討部会】

山内 弘隆(座長)、徳田 英幸(座長代理)、柏野 牧夫、佐々木 俊尚、
藤原 洋、吉川 尚宏

(2) 総務省

内藤総務副大臣、小笠原総務審議官、利根川情報通信国際戦略局長、山川情報流通
行政局長、桜井総合通信基盤局長、田中官房長、河内総括審議官、原政策統括官、
久保田官房審議官、武井官房審議官、福岡電気通信事業部長、吉田電波部長、高崎
総合研究官、山田総務課長、淵江事業政策課長、古市料金サービス課長、長塩デー
タ通信課長、二宮消費者行政課長、木村事業政策課調査官、井幡事業政策課企画官

4. 議事

(1) 「光の道」構想について

(2) その他

5. 議事録

【山内座長】 それでは、定刻でございますので、過去の競争政策レビュー部会と電気
通信市場の環境変化への対応検討部会の第10回会合について、両部会の合同という形で
開催させていただきます。本日も会合の様様をカメラ撮りしておりますので、ご了承願
いたいと思います。

本日ですけれども、引き続き「光の道」構想について議論してまいりたいと思っております。
「光の道」構想でございますけれども、前回の関係事業者団体からのヒアリングを踏

まえまして、これを作業部会のほうでさらにご検討いただきました。本日はその作業部会から検討状況を報告していただきまして、その上で議論を行ってまいりたいと思っております。

また、作業部会のチームの吉川構成員と北構成員には資料をご用意していただいておりますので、作業部会の検討結果とあわせましてご説明をいただきたいと思っております。

それでは、早速でございますけれども、作業チームの相田主査から「光の道」論点整理（案）についてご説明いただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

【相田座長代理】 それでは、作業チームの論点整理関係で用意させていただいております資料について、まずご説明させていただきたいと思っております。今回資料番号は特に打っておりませんが、一番最初に「光の道」論点整理（案）ということで横長の資料がございます。A3の大きな資料で畳んでございますのが、前回のヒアリングの各社の意見を事務局のほうで整理いただいたものでございます。もう一つ、構成員の追加質問に対する各社回答ということで、A4でとじてある、かなり厚い6ミリか7ミリあるようなものということで、こちらについては適宜ご参考にしていただければと思います。

それから、今座長のほうからもご紹介がございましたけれども、この作業部会での議論の中で提示されました意見等で、この場でご紹介いただくのが適当ということで、吉川委員のほうから「光の道」バウチャー・ポイント構想ということで、横長のパワーポイントの資料、北委員のほうから、「光の道」実現による直接経済効果及び経済波及効果を推計するというので、一枚紙の資料を用意いただいております。

もう一つ、参考資料で、諸外国の動向ということで、事務局のほうで調べていただきました。こちら辺のことに関連する各国の状況がまとめてございますので、これも適宜ご参考にしていただければと思います。

それでは、「光の道」論点整理（案）の資料に戻らせていただきます。前回この合同部会でいただいた意見、それからヒアリングのときに事業者からいただいた意見を踏まえて修正させていただきました。後ろのユニバーサルサービスのところを除くと、資料の構成等はあまり大きくは変えてございません。1ページ目の基本的な考え方のところは、ほとんど変わっていないと思っております。字句修正等がもしかしたらあるかもしれないという程度です。

2ページ目のところで、前回もご意見をいただきました競争だけ促進すれば利用率が向上するののかということで、そんなことではない、一番下のところでございますけれども、

利用率向上については、手ごろな料金でブロードバンドが利用可能であること、キラーコンテンツ、キラーアプリケーションが存在することの2点が確保されることが必要ということで、書かせていただいております。

続きまして3ページ目、ここも大きくは変わってございません。超高速ブロードバンド（下り実効30Mbps以上）の想定ということについては変わらないわけですがけれども、以下、特に3点目、HFCケーブル、それから無線ブロードバンド通信システムというのは、現状技術では上り帯域がやや不足している点があるかもしれませんが、今後の技術革新等も踏まえ、この超高速ブロードバンドというものの一部として考えることができるのではないかとということで、明記させていただいております。

続きまして4ページ目、この基盤整備のあり方につきましては、ヒアリング等の状況も踏まえ、2つ目の四角の①、②ですけれども、いわゆるボトムアップ的なアプローチとトップダウン的なアプローチがあり得るだろうということで、5ページ目に参りまして、ボトムアップ的なアプローチについては、従来から公設民営ということでやってきたところですが、従来の制度が一区切りついたということ。それから、そういう意味では、先進的な自治体はほとんどこの枠組みを一度使っているということで、さらに進めていくためには、従来の仕組みの見直しが必要であろうと。トップダウンのアプローチについては、利用されない「光の道」とならないような形で国民の理解を得ながら実施することが必要だろうというふうに書かせていただいております。

続いて6ページ目、総利用率の向上のほうでございますけれども、一番上の四角のところ、再度手軽な料金で利用可能であること、それから、キラーコンテンツ、キラーアプリケーションが存在することの2点が重要であるということを書かせていただいた上で、それらについてコメントしているということでございます。それから、4つ目の四角になりますけれども、従来ボトルネック設備に基づく規制というのをやってきたわけですが、総合的な市場支配力に着目した規制というものについても導入の検討を行っていくことが適当ではないかということで、書かせていただいております。

一番下の四角のところですが、ワイヤレスブロードバンド向けの新たな周波数帯の確保に努めることが必要ではないかということで、ワイヤレスを使ったブロードバンドというものに対して、必要な施策ということで追記させていただいております。

7ページ目から8ページ目にかけてのユニバーサルサービス制度についてはかなり手を入れました。大きく7ページ目の記述と8ページ目の記述の順序を入れかえたわけですが

れども、7ページ目に関しましては、ユニバーサルサービスとはどういうものかということについて、再度整理させていただいております。

もちろん、今後ユニバーサルサービス制度というものについて見直しを行っていくということではございますけれども、現在までのところ、ユニバーサルサービス制度というのは国民の生活にとって必要不可欠なものを対象として、その運営費等の補助が行われているということで、そもそもまだ普及していないものは現在国民の生活にとって不可欠なものであるとは考えにくいということがございますので、ブロードバンドというものをユニバーサルサービスとして本格的に扱うというのは、2015年にブロードバンドの普及率が100%になった以降ということで考えるのが適当ではないかということで、7ページ目は書かせていただいております。

8ページ目のほうは、2015年までの光の普及を促進するという観点から、現在メタルによる加入電話の提供が義務づけられているのに対して、加入電話と同程度の品質、同程度の料金で提供されるような電話であるならば、ここで想定しているのは主に光IP電話ということですが、それで提供するのであっても構わないということにすることによって、状況によってメタルの撤去というのを可能にするということで、光ファイバーの整備促進に寄与するのではないかということを書かせていただいております。

大体以上でございます。

【山内座長】 どうもありがとうございました。

それでは、先ほど言いましたけれども、作業チームのほうで吉川構成員と北構成員から資料を出していただきました。まず、吉川構成員から、「光の道」バウチャー・ポイント構想ということでご説明をいただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

【吉川構成員】 よろしくお願いたします。A4の紙でヘッダーがえんじ色になった「光の道」バウチャー・ポイント構想というペーパーを見ていただければと思います。今の論点整理と繰り返しになりますけれども、特に光の利用率、30%を100%にしようとする場合、魅力的なアプリケーションの開発が必要です。キラーアプリケーションの開発が必要というのは、この論点整理にもあるとおりです。医療、教育、電子行政分野のある意味での規制改革というのが必要だろうと。

もう一つは、FTTH、あるいはブロードバンドを利用するための消費者の負担軽減ということで、我々がずっと作業チームで議論していたのは、競争の促進による価格低下ということでございます。先週の事業者ヒアリングからもいろいろな案が出されましたが、

率直なところ変数が多いというのと、変数と方程式の数が合わないというのと、非線形の方程式もありまして、資本主義の枠を超えている提案もあったのではないかと覆います。たとえば10年間リスクをとって設備投資をした事業に対して、その果実が出てくる前にほかの人がその果実を持っていってしまうというようにも受け取られかねないようなスキームもあったと、個人的には思っております。

ほかにも、今日のペーパーでは安価な代替的な技術の投入、まさにワイヤレスの周波数帯域の確保というのも挙げられておりますが、ちょっと趣向を変えまして、エンドユーザーへの経済的支援、これをまじめに考えてみてはどうかというのが私の提案です。「光の道」バウチャー、バウチャーというのは、用途の限定された金券、食券なんかはよくバウチャーと言います。それから、もう一つはポイントでございます。

次の2ページを見ていただきたいと思いますが、このバウチャーは何を言っているかという、民主党さんのいろいろな政策の中で子ども手当、これは6月から実際に支給されます。4月、5月分も含めてこの子ども手当というのが支給されまして、今年も月額1.3万円。このお金は現金で支給されるものですから、矢印がありますけれども、用途を限定しない。下手をすると、お父さんがパチンコで使ってしまうというリスクがあるわけです。

新聞報道によればということですが、この金額にあと1万3,000円分追加されるというのが、今議論されている。ほんとうに財源があるかどうかは別にしまして、現金支給のかわりにバウチャーにしましょうと。つまり用途を限定しましょうということが今提案されていると思います。そうすると、託児所を利用する、育児用品とかヘルスケアの用品にそのバウチャーが使えますが、ここにぜひブロードバンドとか、デジタル教科書、こういったものを入れてはどうでしょうかというのが私の提案です。

子ども手当というのは金額は結構大きいです。フルフルで言いますと5.5兆円です。前回の事業者プレゼンでNTTさんは、あと残り、光を整備するのに1.5兆円とおっしゃいました。ソフトバンクさんは2.5兆円というふうにおっしゃったわけです。この財源をむしろITを活用したサービスのほうに振り向けたほうが、結果として光ファイバー、あるいはブロードバンドの普及促進、利用促進につながるのではないのでしょうか。

デジタル教科書、これは原口大臣が2015年にデジタル教科書を普及させるとおっしゃっていますが、財源というのはどうなんですかという疑問符がつきます。ソフトバンクさんは、たしか3,600億円で、以降400億ぐらいかかりますと、前回試算を発表され

たんですが、この子ども手当のバウチャー型を利用すれば捻出できると。ちなみに、このブロードバンドは別にフレッツとかだけでなく、ケーブルテレビ、モバイル、ISP全部含めていますし、デジタル教科書はそれこそiPhoneとかiPodも入ってもいいのかなど。こういった新しい財源をうまく組み合わせたほうが、結果的に光の利用促進につながると考えています。

もう一つは、3ページ目で、これはNTTさんのプレゼンでもありましたが、家電エコポイントを利用しようと。今、家電エコポイントは何に還元できるかといいますと、商品券とかプリペイドカード、あるいは地域の産品などに変えることができますが、この還元先として、それこそブロードバンドやデジタル教科書を入れてはどうでしょうかということでございます。

実は、この家電エコポイントよりもインパクトが大きいのは住宅エコポイントで、下のほうに注釈の2に書いておりますけれども、家1軒建てると30万円分もらえます。30万ポイント。今、年間の住宅着工軒数が大体80万。正確には78万8,410軒が去年のデータですから、2,400億ぐらいの財源が一応はあるということです。そうすると、家1軒建てると、フレッツが今、月大体5,000円、年間6万円ですから、5年間フレッツが無料になるというような制度もつくれるわけです。

こういった既存の財源といいましようか、支出をうまくITとの掛け算で使ったほうが、結果として光の普及は早くなるのではないのでしょうか。1ページに戻りますけれども、競争促進のほうの価格設定は、今、作業チームでも金曜日の夜遅くまで、変数が多いとか言いながら議論していたんですが、手近にできる施策として、今ちょうどバウチャーの議論をされていると思うので、こういった施策を5月中旬に出される新成長戦略、その辺の目玉施策としてぜひ取り上げていただけないでしょうかというのが、やや競争政策で弱気になりかけている作業部会の構成員のメンバーからの提案というところでございます。

【山内座長】 どうもありがとうございました。意見のほうは後で伺うことにします。

それでは、次に北構成員から、経済効果について考え方を示していただけるということで、このご説明をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

【北構成員】

「光の道」構想の実現について、メンバー、総務省の事務局の方々とも議論している中で、この「光の道」というものがほんとうに実現されたらどのぐらいの経済効果があるのだろうかというものを試算してみたらいいのではないかという話になったら、そういうのは野

村さん得意だよね、という話になり、野村総研に試算が依頼されました。何とか5月14日までには突貫で出したいということで、今私のチームが作業しているということでございます。

今日はその数字ではなくて、基本的な考え方だけを簡単にご説明したいと思います。1つは、直接的な経済効果、もう一つは、それによる経済波及効果ということです。①の直接経済効果を産連表にぶち込めば②の経済波及効果が出てきます。ですから、①の直接的な経済効果がどうなのかということをも3つに分けて推計しております。

1つ目は、「光の道」インフラそのものを整備する費用です。これは、前回の事業者ヒアリングでもありましたように、現状の想定ではすべて光で整備した場合1.5兆円。無線とあわせてやったとしても、かえってコスト高になるということも指摘されていまして、とりあえずはオール光で敷設するというので、90から100%にするのに必要なインフラ投資です。

2つ目は、30から100%の部分ですね。「光の道」が100%の世帯で利用されるようになったとき、つまり「光の道」の目標が達成されたときに、一体現状に比べてどれぐらいのICTサービス市場が拡大するのか。具体的にはパソコンの販売であったり、回線利用料であったり、インターネット広告、ショッピング、オークションとかコンテンツ、こういったものが現状に比べてどのぐらい拡大するのか。

また、参考までに、成り行きシナリオと呼んでいますけれども、今の事業者の計画に任せて成り行きでいった場合、どのぐらいの拡大になるのか。この差分がどのぐらいあるのかを試算しようとしています。

そして3つ目が、これは今全くないもの。原口ビジョンが実現されることによって、新しく登場するICTサービスの創出というものがどのぐらいあるのだろうか。これは、今ないものを勝手に想定するわけにはいかないもので、原口ビジョンの中にあり、かつ、現状ある程度数値目標が見えてきているもの。例えば、フューチャースクールなど、そういったものについて推計します。

これら3つを足し込んだものを直接効果、それから経済波及効果という形で5月14日までにしようとして、今こんな考え方で作業をしております。以上でございます。

【山内座長】 ありがとうございます。考え方ということで、これもまた後でご意見をいただければと思います。

それでは、今ご説明をいただきました論点整理（案）と、お二方の構成員から提起いた

できました問題につきまして、皆さんにご意見を伺っていきたいと思います。どなた様でも結構でございますので、何かご意見等ございましたら、ご発言願いたいと思います。いかがでございましょうか。どうぞ。

【勝間構成員】 実は今日、取材で原口大臣とお話する時間がありまして、その中で出てきて、私もなるほど論点として必要だと思ったことがありまして、それを伝えさせてください。ワイヤレスとワイヤドの話ですけれども、今論点がワイヤドにかなり偏っている印象があって、つけ足されますワイヤレスのほうの周波数帯をとるという話。やはり、この「光の道」の中で結局ほんとうの利用シーンはやっぱり将来的にはワイヤレスのほうが多くなると思います。

そうなると、今はスピードのほうもワイヤドで想定していると思いますが、ワイヤレスのカバレッジと、かつワイヤレスのスピードをどのぐらいにするかということの明示でなくても、目標でもいいんですけれども、ワイヤレスの何か数値目標というのは必要ないんでしょうか。それから、ワイヤレスでほんとうに30メガ出すんでしょうかというのが質問と、論点に対しての意見です。

【山内座長】 これ、いかがですか、検討チームのほうでは。

【相田座長代理】 一応2015年までにというのが1つ大きなあれかなと思いますので、現実問題として2015年までに周波数がどれだけ空けられるかとか、そういうことを考えると、なかなか2015年時点でワイヤレスが寄与できる部分というのが、それほど大きくは見えないということが1つ。

それから、携帯電話のカバレッジ、あるいは地域WiMAXということをやるとしても、結局その基地局まで光ファイバーを持っていくのがかなりのコストになるということで、ワイヤレスの重要性というのは十分認識した上で、でも、2015年に計画的に、施策的に整備していかなくてはいけないのは、き線点までというんでしょうか、どこまでというんでしょうか、そこは結構微妙な言い方になりますが、やはり光ファイバーをかなり面的に整備する。

ただ、最後うちに入るところまで光なのかということについては、何が一番経済的であるのかということ、あるいは利用者の使い勝手というものを踏まえていろいろなチョイスがあり得ると思いますけれども。やはり、重点的にやらなくてはいけないのは何かというと、かなり面的に光ファイバーを整備することであると、私はとらえております。

【勝間構成員】 よろしいでしょうか。FTTCの場合は、逆に結構9割整備されたと

考えた場合に、例えば、ここで私たちがワイヤレスを一斉にみんなが20メガ使い出したらどうなるかという、多分できないと思います。そう考えたときに、2015年の時点でどこまでは可能だけれども、将来的にはこれぐらいまでにしようといったようなロードマップだけでも示すべきではないでしょうか。

【山内座長】 ちょっと私のほうで口を挟ませていただきますけれども、実は今日の資料の8-7というのがあります。これは、まさにその問題を扱わなくてははいけません。こういう問題意識からワーキンググループを立ち上げて、まさに今おっしゃったようなことについて少し検討していただこうと思っています。おそらくこれが5月の中旬までに結論を出すというのはちょっと無理なので、この我々の論点としては、今おっしゃるような形でどこまでそういうことが将来重要になってくるかということは、頭出しをちゃんとやっておいて、そのところの余地を残しておくような形になるかと思っています。

【勝間構成員】 やはり、正直言って9割を100%にする論点よりは、私は9割の中で、将来的に100%になる中でどれぐらい自由にワイヤレスが使えるかの論点のほうが、ユーザーの立場から見るとひょっとすると重要なのではないかと考えています。

【山内座長】 なるほど。でも、このワーキングはまさに大臣のご下命もあり検討するわけだから、その点については漏れなくこの論点に入れたいと思います。

【勝間構成員】 よろしくをお願いします。

【山内座長】 ほかにいかがでございましょう。どうぞ、舟田さん。

【舟田構成員】 この最初の論点整理は、私はこれで結構かと思っています。ただ、このタスクフォースの性格ですが、先ほど「大臣のご下命」という言葉があり、私どもは大臣の委託を受けて議論していますが、しかし、「光の道」構想が果たして経済合理的に見て妥当であろうか、あるいは可能であろうか、あるいは消費者の利益から見て、果たしていいのか。特に2015年と切っているわけで、私たちはそれを議論することが大事ではないか。

もう何か答えが決まって、そのためにどうしたら数字合わせをできるかということでは、いくら何でも議論が矮小化します。前回からも、いろいろな方から、それは経済合理性からどうかということがありましたから、そこも含めて議論したい。一般的な議論ですけれども。

そのときに、私は法律家ですから、経済合理性はどうかはわかりませんから、それはぜひ皆さんに検討していただきたいのですが、例えば、今の利用率30%から100%については、私は前々回、ちょっと無理ではないかと直感的に申し上げました。その理由は、

これは契約問題ですから、利用者が契約しなくてはならないわけです。現在9割済みと言いましたけれども、それはおそらくき線点まで光が行っているということ。そこから宅内設備というのは、これは利用者の私的な所有権の対照ですから、前回ヒアリングがありましたけれども、勝手にずかずかと100%だから、この地域はやりますとはいかない。それは利用者の承諾がないとできない。

それから利用率30%ですから、残り70%ですか、何千世帯ですか、3,000万以上の世帯にこの5年間で契約といたしますか、少なくとも宅内まで光を引くという承諾を得て工事をするということが出来るのか。あるいは、そういうことをすべきなのか、私には少し疑問があるということです。

そういう意味では、「光の道」構想というのは非常に漠然とした構想でしょうから、100%というのは、なにも宅内まで全部光を引くことはないとか、どこまでを言うのか自体も、私はぜひ議論しないと、あまりにも漠然とした構想で、椅子がぐらぐらしてなかなか立ってられないという具合になりはしないかと、ちょっと感想めいたことを申し上げました。以上です。

【相田座長代理】 よろしいでしょうか。

【山内座長】 どうぞ。

【相田座長代理】 この30から100%というのはスローガンといたしますか、あれですけれども、実はちゃんと書き方としては、あくまで2015年で100%になるのは、超高速のつかないブロードバンド100%ということですので、2015年の時点でオール光、あるいはオール超高速ということをやっているものではございません。

【舟田構成員】 ADSLも含むという意味ですね。

【相田座長代理】 はい。ADSLだとか、それこそモバイルのブロードバンドあたりもかなりの部分入るのかもしれませんが。とにかく2015年の時点で日常生活のいろいろなことを、役所への申請手続なのか、新聞なのか、そういうものがブロードバンド経由でやられるようになっているだろうというあたりを考えているということで、残り5年で各家庭の中まで光を引き込むと、そこまで考えているわけではございません。

【佐々木構成員】 済みません。

【山内座長】 どうぞ。

【佐々木構成員】 どうも最初の条件設定がよくわからないですけれども、これは4,000万世帯にブロードバンド利用を可能にするのか、それとも実際に利用してもらうよ

うにするのか、どっちなんですか。つまり、既にお話にもなっていますが、9割ぐらいはファイバーは行っているわけですね。そうすると、実際の利用率が低いという問題があって、その利用率を上げようという話なのか、それとも僻地島嶼でもちゃんとADSLなり光を使えるようにするという話なのか、どっちなのか、いまだにいま一つよくわからないんですけれども。

【相田座長代理】 それは、そういう意味では両方ですけれども。使えないところをなくそうというのが90から100と言っているところで、第2部会のほうでつくっていた6原則の中にイノベーションアクセスの原則というのがあるわけですが、とにかく極端な言い方をすれば、高いお金を払ってでも最新の技術を使いたいという人がいれば、それはだれでも使えるようにしましょうという意味で、残り10%の地域でも超高速ブロードバンドが使えるようにしましょうという話と、それから、先ほどもございました国民のうちのほとんどの部分、100%と言っているわけですが、これが日常生活でブロードバンドの恩恵をこうむるような社会に持っていきましょうと。

そこで言っているときには、今の繰り返しになりますけれども、必ずしも超高速のつくブロードバンドまでは、期間的に見ても行き渡らないのではないかとは思いますが、ブロードバンドという範囲内で100%普及するところを目指そうという、2段階とお考えいただければと思います。

【佐々木構成員】 そうすると、利用率の向上の話ですけれども、この論点整理（案）の2ページ一番下に、手ごろな料金でブロードバンドが利用可能であることと、キラーコンテンツ、キラーアプリが存在することと、2つの条件が提示されていますね。前者の手ごろな料金に関しては、これは確かに競争政策の話なので、政府主導で何らかの政策立案によって可能ではあるというのはわかります。

ただ、後者のキラーコンテンツ、キラーアプリの存在というのを前提とする政策立案、一体これはあり得るんですか。そもそもキラーアプリやキラーコンテンツを政府がつくるわけじゃないです。ということは、政府としては、何かその登場を待たなければいけないわけで、それを待った上でその政策は初めて実現に至りますという、これは政策立案としては非常に自己矛盾だと思いますが、そこはいかがでしょうか。

【勝間構成員】 いいですか、そのキラーアプリにつきまして、例えば、私、実は「光の道」構想はぴんと来ていなかったんですが、オーストラリアのメルボルンに先週行きましたら、ADSLでSkypeすらまともに動かなかったです。ふだん、日本にいますと、ばしゃ

ばしゃ光を浴びていてSkypeはどこでも動くので、ごくごく普通に使っていたんです。私ももしオーストラリアのメルボルンに普通に生まれ育ってあれしか使えなかったら、Skypeを日常的に使ったかという、多分使わなかったと思います。

そういう意味でいいますと、これはやはりキラーアプリを前提としたという書き方はともかくとして、ある程度太い回線があれば、Skypeでも、Twitterでも、Ustreamでも、ニコ動でもいいですけども、その手のものがばかばか出てくると。

実際に私のうちの家電というのはほとんど全部ネットにつながっています。毎日DIMORAからキーワード検索で好みの番組が来て、ここでぷちっとやると、家のほうに行って予約が始まるといったようなことが全部始まっていますので、ある程度の幅をそろえて、みんなが創意工夫ができる程度の幅を整えるというような表現にする形で、キラーアプリという表現を避けるのはいかがでしょうか。

【佐々木構成員】 これまでの歴史を振り返って見ると、2001年からずっとe-Japan戦略でブロードバンド戦略をやってきて、それにのっかって肅々とADSL化も、光化もこの10年進んできたわけです。この結果どうなっているかという、90%のエリアにFTTHが敷設可能であるにもかかわらず3割しか普及していないと。結果的には、それは、だからSkypeをやっている人はやっているわけです、残りの少数の30%の中では。その残りの70%が実は問題なわけで、この人たちは現状日本にはSkypeも、ニコニコ動画も、いろいろなサービスがあるにもかかわらず使っていないわけですね。

それをどうやって利用させるのかという話になると、それが前提としての何らかの今現状日本に存在しているウェブのサービスではない、別のものが必要になってくるという話になってくるのではないですか。それを政府はどうやって捻出するというんでしょうか。

【相田座長代理】 そこまでほんとうに突っ込んだ議論をしているわけではないわけですが、情報通信白書等にも何で普及しないかという分析というのがいろいろあって。だけれども、やっぱり諸外国と比べて一番おくらしているのが電子政府です。ですから、みんなが喜ぶ意味でのキラーコンテンツではないかもしれませんが、とにかく行政手続が全部ネット経由でできるようになること、これができればかなり普及に貢献するのではないかと、個人的には思っております。

【佐々木構成員】 それは私も全く同意見ですけども、だから、逆に言うと、そういうことを皆さんわかっているにもかかわらず、無理やりブロードバンド化を主軸にして政策立案しようとしているから無理があるのであって、そもそも大前提がおかしいのではな

いですか。

【山内座長】 おっしゃることはよくわかります。ただ、今回の論点整理は、「光の道」をつくるということの論点整理です。おっしゃるような形で、それに、例えばマーケットの結果こうなりますということを予測した政策というのは、確かにおかしいじゃないか、そのとおりだと思いますけれども。ただ、今のお話のようにe政府だとか、あるいはここに書いてありますけれども、医療とか、そういったある程度政策的に絡むところで普及させるというのが1つのやり方であるというのがあります。

だから、確かにキラーコンテンツで逃げてしまうというのは無理があるというのは事実だと思います。それはさっき勝間さんがおっしゃったように、キャパシティーが需要を呼ぶということもあると思うので。そういうものを含めた意味で論点整理をし直すのかなと思います。おっしゃることは重要ですので、具体的にどういうことができて、何ができないのか頭に入れた上で、少し論点整理をさせていただこうと。ありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。どうぞ。

【藤原構成員】 先ほどのキラーコンテンツ、キラーアプリケーションの話なんですけれども、これは第2部会の理念のところで大分議論したと思いますが、イノベーションの自由という言葉、アクセスの自由という言葉があったと思います。そういう自由な環境が確保できれば、こういうものが出てくるであろうということでもいいのではないですか。

【山内座長】 そういうことです。だから、出てきやすい状況をつくることまでは政策にできるんだけど、出てくるかどうかというのはマーケットの問題ということですね。

【藤原構成員】 そうです。

【山内座長】 ほかにいかがでしょうか。きょうは國領さんがいないから、なかなか。

【勝間構成員】 1点質問していいですか。

【山内座長】 どうぞ。

【勝間構成員】 e-Taxで個人認証が必要なのが結構つらいんです。例えば、この提言の中ではそういうところまで踏み込めるんですか。

【徳田座長代理】 そこに各種規制の見直しというのがあれば。

【山内座長】 例えば、これは第2部会でいろいろ議論した中で、情報の可視化なんていうことを考えたときに、個人情報の問題をどこまでここで議論できるのかということもあるし、おっしゃったようにそういった1つのレギュレーションがあって、ある意味では省庁間の問題だったりするわけです。具体的にここで今我々が政策提言の中でそこまで書

くことはできないと思いますが、方向性としてはこれを入れていく、さっき委員もおっしゃったように、規制緩和の方向でという中にそれが含まれていると解釈するしかないと思います。

【勝間構成員】 やはり e-Tax の場合、例えば、専用ソフトをダウンロードしまして、個人認証の ID を取りまして、それでフェリカか何かでやりなさいみたいなことで、ものすごく技術的なハードルが高いです。どちらかというと、光があるかないか、そちらのほうが問題だと理解しておりますが、しかもキラーアプリですね、まさしく e-Tax なんて。

【山内座長】 私も同じことを感じるがあります。

【内藤総務副大臣】 私も e-Tax を 3、4 年前にやりました。私は決してコンピューターを使えないほうではありませんが、夜遅く帰ってきて三日三晩かなりかかりました。あれほど使い勝手の悪いソフトを作ったというのは相当なものだと思います。あれは個人認証をハードに依存しているところがあるろうかと思えます。今、銀行でもあんな難しい認証プロセスをとっているところはないです。そういったところは改善するようには言っておりますが、もしそういう問題意識があれば、それはそれでまとめていただければと思います。

【山内座長】 ほかにいかがでしょうか。私からちょっと、北さんにあれなんですけど、さっきの経済効果については、そんな嫌な顔しないでください。この 3 つの項目があって、それは 1 次効果として、波及効果を出すというのは、これは通常の経済分析でいえば産業連関みたいなことを考える、想定するんですが、そんなようなイメージでよろしいですか。

【北構成員】 ええ。1 から 2 を出すときには産業連関分析、産業連関表にぶち込むというやり方でございます。

【山内座長】 どんなケースでもそうですけれども、産業連関の価格を変えるとか、いろいろ変える、基本的にそここのところの想定ですね。その辺のことについてはすごく蓄積がおありなんで、あれだったんですけれども、今までこういう分析というのは既にやられているんですか、野村さんは。

【北構成員】 そうですね。経済波及効果は数々、結果はどうであれ、過去やってきております。

【山内座長】 非常に期待をしたいと。よろしく願いいたします。

ほかにいかがでしょうか、どうぞ、町田さん。

【町田構成員】 吉川さんの「光の道」バウチャー・ポイント構想の話もいいですか。

【山内座長】 どうぞ。

【町田構成員】 財政支出が増えるような話というのは基本的にふだんは反対しているんですけど、どうせ出そうとしているものの中で重点分野の議論をしようよというお話だと思うので、結構我々のサイドからも提言してもいいような話だと思います。大体おっしゃったことでいいと思いますが、ただ、何に使うんですかという部分というのは、実は多分もう少し検討が必要で、iPadとか、iPodとかいうお話がありましたけれども、一体どういうものが例えば電子教科書というものになってくるのか。それから、電子教科書に使うもので、ここの部会というよりも外で議論されている電子教科書というものを聞いていると、例えばNHKのコンテンツを無料で開放させてみたいな議論がわりとすんなり出てきちゃうんだけど、実際にはあれは受信料制度に支えられていて、受信料を負担している人たちの成果として出ているのがあのアーカイブのコンテンツですし、それについてアーカイブで使おうとすると、受信料を払っている人であっても有料だったりするわけです。

だから、どういう範囲ならばNHKのコンテンツの利用ができるのかとか、そのあたり、何を一体補助していくのかということももう少し詰めていった上で、こういうことをやったらいいんじゃないかということも提言するとき、少し入れ込みたいなという感じはしますけど。

【勝間構成員】 ごめんなさい、同じく、この辺でもう一点だけ。すみません、私はどちらかというと、こちらのほうがより専門なのですが、子ども手当とまぜるとものすごい議論が錯綜すると思いますから、これは一旦離れたほうがいいと個人的には思います。

【山内座長】 ただ、離すと財政支出が増えるということになって。

【勝間構成員】 ただ、子ども手当の方がすごい反発すると思いますよ、またいろいろな問題がありまして。

【山内座長】 というコメントですけれども、いかがでしょう。

【吉川構成員】 ここの発想は、5月の中旬に我々は大臣に対して、大臣がスポンサーで議論していて、何らかのすぐできそうな施策というのを提出しないとまずいだろうと。競争政策は結構複雑な方程式になっているというのはさっき申し上げたとおりで。ですから、基本的には今ある財政支出の中身、支出の項目を変えましょうという発想で、町田さんのご質問にお答えすると、私もそこまでは細かいところはまだ考えていませんが、原口ビジョンの、おっしゃったように教育の分野とか、エコとか、その辺、優先的にお金が回

るようにしてはどうかと思っています。

勝間さんのおっしゃった質問に対しては、そんなに子ども手当を活用するというのは難しいことなのかと認識させられたところです。ただ、結構金額は大きいですから、支出の用途をある程度決めたら使ってもいいよというふうにするのがいいのかなと。

【勝間構成員】 これ、関係者にとってはある意味悲願だったんです、子ども手当を出すということについて。ですので、悲願でせつかく用途についてこれから議論しようといったときに、全然関係ない人たちが懐に手を突っ込んでくるのかという印象を、正直言って受けるんですね。

【吉川構成員】 だから、バウチャーというのはある意味で競争メカニズムが働くわけで。

【勝間構成員】 だから、教育バウチャーだったら問題ないんです。それがブロードバンドがほんとうにさっきのコンテンツの範囲の議論として、教育の範囲なのかと言われると、ちょっと微妙だなというところがあると。

【吉川構成員】 アプリケーションはもちろん縛って、単なる通信費用とかに回せと言っているわけではありませんので。ここでは通信費用と書いてありますが、意図としてはある意味で上位レイヤーのサービスも含めたようなところを考えています。

【勝間構成員】 例えば、SOHOとか、リモートで行う塾サービスとかだったら、多分対象としてあり得ると思うんですけども。

【吉川構成員】 そうですね。

【勝間構成員】 先ほどのお話だと、ここで通信費用がジェネラルに月額3,000円がそこから出るようなイメージだったので、それだと私でアレルギーを感じましたから、ましてや関係者をやという印象を受けました。

【吉川構成員】 ありがとうございます。

【町田構成員】 ただ、国家戦略を考える場というのは、別途また国家戦略担当大臣なんかいたり、6月に向けて今の与党の成長戦略が出てくるという話もありますから、ここで言っているものもそういうところに持っていったら、今の議論も、例えばこういう財源をこういうふうに使わせてもらってという中で議論させてもらえればいい話で。成長戦略として力を入れる1分野だということやってもらえばいいと思いますけどね。

【山内座長】 ありがとうございます。どうぞ。

【徳田座長代理】 北さんのつくっていただいた資料の①の直接経済効果の推計のところの、多分一番最後の原口ビジョンの実現による新ICTサービス市場の創出というところの推計項目が今3行ですね。ここがもう少しほんとうに利活用を上げていくときに、医療、教育、行政のところでももう少しイメージが、一般の方が見たときに、やはり「光の道」が実現されたときに、こんなに新しいサービスが可能だというのをもう一度丁寧に出してあげたほうが、このビジョンもまたインフラ整備して終わっちゃうのかと。ここをもう少し手厚く書き込むのはいかがでしょうか。

【北構成員】 本日出す資料には、「フューチャースクールの実現など」となっていますがけれども、ここにもっと出す準備をしています。ただ、その数字というのは、現在総務省や関連省庁など、いろいろなところで算定していたりするので、そこら辺の数字をうまく持ってきながら出していきたい。そういう数字が出せるかどうかは、このタイミングで勝手に書けなかったのも、一番見えていたフューチャースクールのみを書き、ほかは「など」というふうには逃げています。できれば5月14日には、ここに幾つか並べることができればいいなと思っています。

【山内座長】 ちょっと吉川さんが言っているバウチャーで、支出固定でこれだけ出ますというのはシミュレーションとしてはあり得る話ですか。ちょっと難しいですか。わかりました。

ほかにはいかがでしょうか。大体財政学の先生方というのは、こういう支出限定のやつは嫌うので、どっちかという、補助金を出すときは特定補助か、一般補助かと議論しますが、特定補助より一般補助のほうがいいというのが経済の常識なだけけれども。さっきおっしゃった、親がみんな酒を飲んでしまうとか、パチンコに使うというケースがあるから、特定補助のほうがいいという議論だと思います。

だから、まさに今議論が出てきたときに、バウチャーみたいな形で、ほんとうに社会的な合意を得られて、そういう形での納得性が強いものというのにはあり得る話だと思います。だから、今、大変いいご示唆をいただいたのは、通信のコストじゃないということで、何を買うかというところが重要だということだと思うので、その辺も詰めていただけるとありがたいですね。

【岸構成員】 このバウチャーに関していえば、それがどういう用途かは別にして、私は子ども手当に含めても全然いいと思いますし、かえってこれで余計な財政支出がさらに増えるというほうが、マクロバランスから考えたらよくないとは思っています。いずれに

してもバウチャーとかを提言される場合、それは財政負担はどれぐらいになるかというのをできれば示していただいたほうがいいのかなという感じはします。多分難しいとは思いますが、でも。

【吉川構成員】 ちなみに農家の個別保障も1兆円ぐらいつくとかいう話があって、それこそそういうところに光を使うところのお金を使ってもいいのかなとも思います。私もばらまき賛成ではないので、支出は効率的、効果的な利用というのをここで申し上げたいことなので、効果の算定までできるかどうかは別にして、表現あたりは留意して書きたいと思っています。

【山内座長】 だけど、幾ら使うという財源問題と、ここに使ったらどのぐらい経済波及効果があるという、両方見ないといけなくて、それはほんとうはあれなんだけど。

【岸構成員】 だからこそ逆に、それで波及効果も示した上で、あとは政権として政策の優先順位でどこに限られた財政資金を割り振るかという話になると思います。

【山内座長】 そういうことですね。計算するのが、時間的に難しいかもしれない。だから、それはまたいずれの課題ということだと思います。

【町田構成員】 いいですか。

【山内座長】 どうぞ。

【町田構成員】 前回のヒアリングの質問に対する補足の資料のことですが、中身については説明があるわけではないみたいですが、一方で、べたべたとコンフィデンシャルという、あるいは構成員限りとしてあるんですけども、そもそもこれ、ほとんど公開情報をもとに計算されているものだと思うので、本来これは公開すべきではないかと。あれだけヒアリングの場でおっしゃったわけですから、その積算根拠を一般に対して示せないというのはやっぱり変なので、これは事務局からきちっと公開を前提に出せということでお話ししていただいたほうがいいのではないかと思います。

それから、だらだらと数字だけ出ていますが、数字の出典と、それをこう組み合わせるからこうなるんだという考え方と、それもあわせて出していただきたいと思うんですが。

【山内座長】 公開については、事務局から何か。

【淵江事業政策課長】 そういうお話があったということをお伝えして、その結果をご報告したいと思います。

【町田構成員】 よろしくをお願いします。

【山内座長】 当然ここに構成員限りと書いてあるので、今傍聴されている方の資料と

は違う資料になっているはずですが。ですから、それも含めてご確認をいただくということだと思います。

【岸構成員】 すみません、今の町田さんのポイントは私からもぜひお願いしたいと思っています。というのは、この前のヒアリングでそれなりにいろいろな提案をされた社もあるわけですので、結局その提案だけがひとり歩きしちゃうというのはよくないと思いますから、大体どれだけ中身として具体的で、確からしさを持っているのかというのを世間がわかるようにするためにも、このコンフィデンシャルの資料は極力公開すべきと思います。

【山内座長】 了解いたしました。私からもそういう要請をしたいと思っています。

【淵江事業政策課長】 わかりました。お伝えします。

【山内座長】 ほかにいかがでしょうか。

今日まだご発言がない方、いかがですか。よろしいですか。それでは、若干時間がございすけれども、大体8時ぐらいを目途に思っておりますので、この辺で議論のほうを終了します。内藤副大臣から何かコメント等はございすでしょうか。

【内藤総務副大臣】 特にはございせん。

【山内座長】 よろしいですか。ありがとうございます。それでは、議論のほうはこれで閉じさせていただきますけれども、先ほど言いかけてましたが、次回の会合について、これも引き続き「光の道」構想についてご議論いただく。今日の議論を受けましてこれを深めていきたいと思っております。

それから、先ほどこれも少し申し上げましたけれども、本日の資料の一番最後、これは8-7と書いてありますが、資料を用意しておりますのでご欄いただきたい。これは原口大臣からのご指示がございまして、このICTタスクフォースの「電気通信市場の環境変化への対応検討部会」に、「ワイヤレスブロードバンド実現のための周波数検討ワーキンググループ」、こういうものを設けて議論していただきたいということでもあります。世界最先端のワイヤレスブロードバンド環境の実現ということ、これに向けた周波数の確保のための方策など、こういったことが具体的な内容になると思っておりますけれども、これをご議論いただくということでもあります。

このワーキンググループですけれども、これは第2部会に所属するということでもありますので、その主査については、この部会の座長代理を務めていただいております慶応義塾大学の徳田先生をお願いしたいと思っております。よろしゅうございすか。よろしく願いたいと思っております。

私のほうからは以上です。最後に事務局から今後の日程等について補足があれば、お願いしたいと思います。

【木村事業政策課調査官】 次回の日程ですけれども、また改めて調整した上でご連絡させていただければと思います。

【山内座長】 それでは、事務局からご連絡ということで、よろしく願いいたします。特にございませぬようでしたら、以上をもちまして第10回の会合を終了とさせていただきます。皆様、お忙しい中ご出席、そして熱心なご議論をいただきまして、どうもありがとうございました。

以上